

許可業者 各位

多摩ニュータウン環境組合 施設課

搬入における取決めについて(依頼)

日頃より多摩清掃工場の運営にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
さて、当組合への搬入ルートにおいて、地元との取決めが下記のとおりでございますので、必ず遵守していただきますようお願いいたします。

記

地元との取決め事項

- ・ この地域の収集する車両以外の尾根幹線北側の生活道路を通り抜けることを原則禁止
- ・ 大妻女子大学前の交差点における南側道路と尾根幹線の右左折を原則禁止

取決め事項概要図



問合せ 多摩ニュータウン環境組合
施設課

042-374-6331